

伊丹市立総合教育センター条例の一部を改正する条例の
制定について

伊丹市立総合教育センター条例の一部を改正する条例を別記のと
おり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

施設の移転に伴い，位置及び事業を明確化するため。

伊丹市立総合教育センター条例の一部を改正する条例（
令和２年伊丹市条例第 号）

伊丹市立総合教育センター条例（平成６年伊丹市条例第２号）の
一部を次のように改正する。

第２条第２項を削る。

第３条中第５号を第６号とし，第４号の次に次の１号を加える。

(5) 不登校の児童及び生徒の教育支援に関すること。

第３条の次に次の１条を加える。

（教育支援センター）

第３条の２ 前条第５号の事業を行うため，センターに教育支援セ
ンターを置く。

２ 前項の教育支援センターの位置は，伊丹市昆陽１丁目２１３番
地とする。

付 則

この条例は，教育委員会規則で定める日から施行する。